

富津市市立保育所再配置計画

令和 7 年 9 月改定

ごあいさつ

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化が進行するとともに、雇用・勤務形態の変化や女性の就労機会の増大、働き方改革、子育てに対する意識の変化等により、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化し、保育に対するニーズも多様化しています。このような中で保育所は、子どもたちの家庭に代わる生活の場であるとともに、年齢に応じた、心身の調和のとれた健全な発達を援助する役目

を担うほか、核家族化による家庭の育児機能の脆弱化や少子化による人間関係の稀薄化に対応するための保育、さらには地域社会における育児の相互協力関係の回復を図るための保育など、総合的な子育て支援の中核としての役割が求められています。

本市においても同様の環境変化が見られることから、市立保育所の再配置により、限られた人材・財源の中で多様化する保育ニーズに対応し、保育環境の向上を図っていくため、令和4年3月に富津市市立保育所再配置計画を策定いたしました。

その後、計画に基づき再配置の取組を進めていくに当たり、市立保育所の入所児童保護者の皆様からお声をいただく中で、計画における取組内容との乖離がみられたことから、あらためて現状や将来に見込まれる状況を踏まえた適切な再配置を実施するため、この度、計画を改定することといたしました。

今後も、富津市みらい構想に掲げる「安心して子育てができ、子どもたちの笑顔があふれ、子育てが喜びとして感じられる、そして次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、子どもたちの笑顔があふれているまち」を目指し、時代の変化や本市の状況に応じて、柔軟かつ適切に保育環境の整備に取り組んでまいりますので、引き続き、市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。



令和7年9月

富津市長 高橋 恭市

目 次

1	はじめに	1
	（１）計画改定の趣旨	1
	（２）計画の位置づけ	1
	（３）計画の対象施設	1
2	保育所の現状	2
	（１）保育サービス	2
	（２）定員及び入所児童数	2
	（３）施設概要	7
3	将来人口推計及び入所児童見込数	9
4	課題	11
	（１）適切な保育環境の維持	11
	（２）施設の効率的な運営	12
5	取組方針	13
6	入所児童数の最低基準	14
7	具体的な再配置	14
8	実施年度	15
	再配置のイメージ図	17
	資料編	19

1 はじめに

(1) 計画改定の趣旨

本市の市立保育所（以下「保育所」という。）においては、少子化に伴い、入所児童数が減少していることや、施設規模と入所児童数の不均衡が生じ、施設の効率的な運営が困難な状況となっていることなどから、保育所の再配置により、限られた人材・財源の中、多様化する保育ニーズに対応し、保育環境の向上を図っていくため、令和4年3月に富津市市立保育所再配置計画を策定したところです。

その後、再配置の取組を進めるに当たり、計画に基づき、保育所の入所児童保護者への説明・意見聴取を行ったところ、計画における取組内容と当該保護者が求める内容に乖離があったことから、適切な再配置を実施するため、あらためて現状及び近い将来に見込まれる状況を踏まえ、計画を改定することとします。（以下、改定後の計画を「本計画」という。）

(2) 計画の位置づけ

今後の公共施設再配置に向けた本市の取組に係る基本的な考え方を示した「富津市公共施設等総合管理計画」の中で、保育所は「今後の児童数や民間施設の状況、地域のバランス等を踏まえて、統廃合を検討します」と位置づけています。これを受け、本計画では、保育所の再配置に係る取組方針、実施年度などを示すものとしします。

また、取組の推進に当たっては、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れて行うものとしします。



※ SDGs は、2015 年の国連サミットで採択され、2030 年を期限として、国際社会全体で取り組むべき 17 の目標と 169 のターゲットで構成された「誰一人取り残さない」を理念とした国際社会共通の目標です。

(3) 計画の対象施設

本計画の対象施設は、本市が設置する保育所とし、計画の検討に当たっては、私立保育園や私立認定こども園、私立幼稚園の状況も考慮するものとしします。

2 保育所の現状

(1) 保育サービス

現在、本市では、保育所を7か所設置し、保育を実施しています。

【保育所の各種サービス一覧】

施設名	定員	所在地	開所時間	特別保育の内容					
				乳児	延長	障がい児	一時預かり	休日	病後児
飯野保育所	100	下飯野 332-6	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~18:30	○		○	○		
吉野保育所	50	絹 656-2	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
佐貫保育所	40	佐貫 143-2	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
中央保育所	80	数馬 579	平日 7:30~19:00 土曜 7:30~18:30	○	○	○	○		
竹岡保育所	40	竹岡 403-1	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
金谷保育所	40	金谷 2221-1	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
峰上保育所	60	上後 305	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		

※ 土曜保育については、原則、飯野保育所及び中央保育所で共同保育を実施

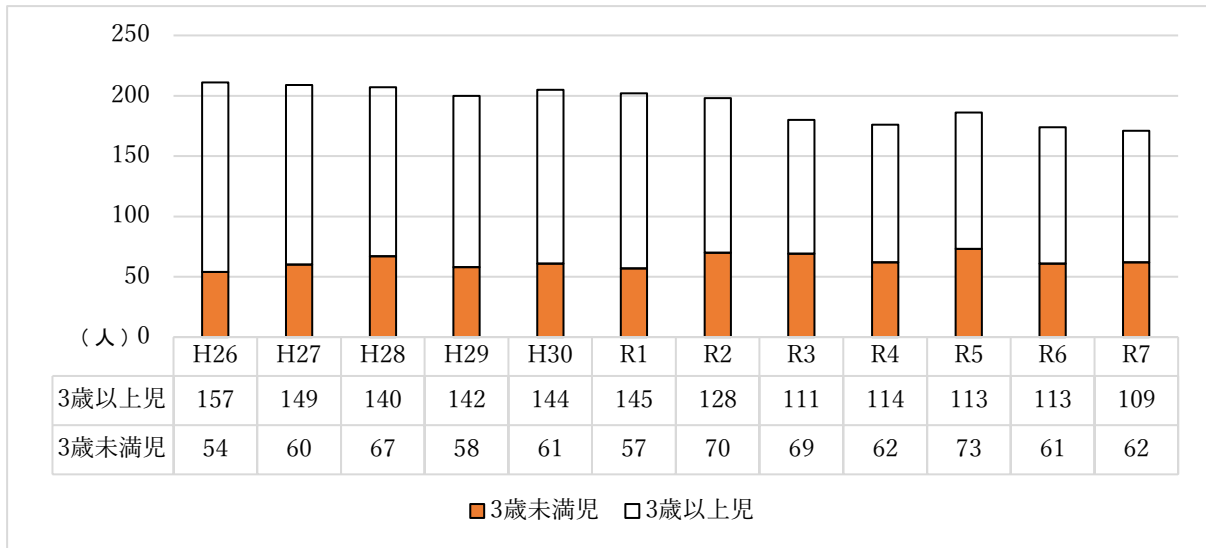
※ 病後児保育については、地域交流支援センター「カナリエ」で実施

(2) 定員及び入所児童数

令和7年度における保育所の定員は410人です。少子化による入所児童数の減少に伴い、平成27年4月に510人から引き下げました。

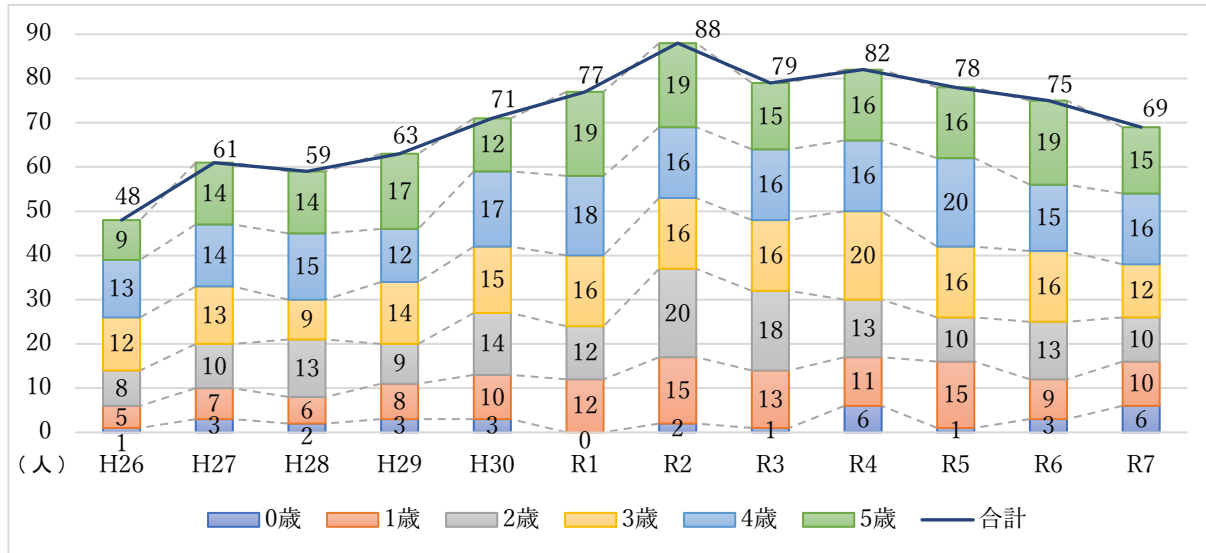
近年の保育所における入所児童数は、3歳以上児は減少、3歳未満児は概ね横ばいで、全体としては緩やかな減少傾向にあります。入所児童数が少ない保育所では、このまま推移した場合、集団で過ごすことで年齢や発達に応じた社会性を養うという、保育所の役割を果たすことが難しくなります。

【保育所入所児童数（各年４月１日現在）の推移】※市内児童

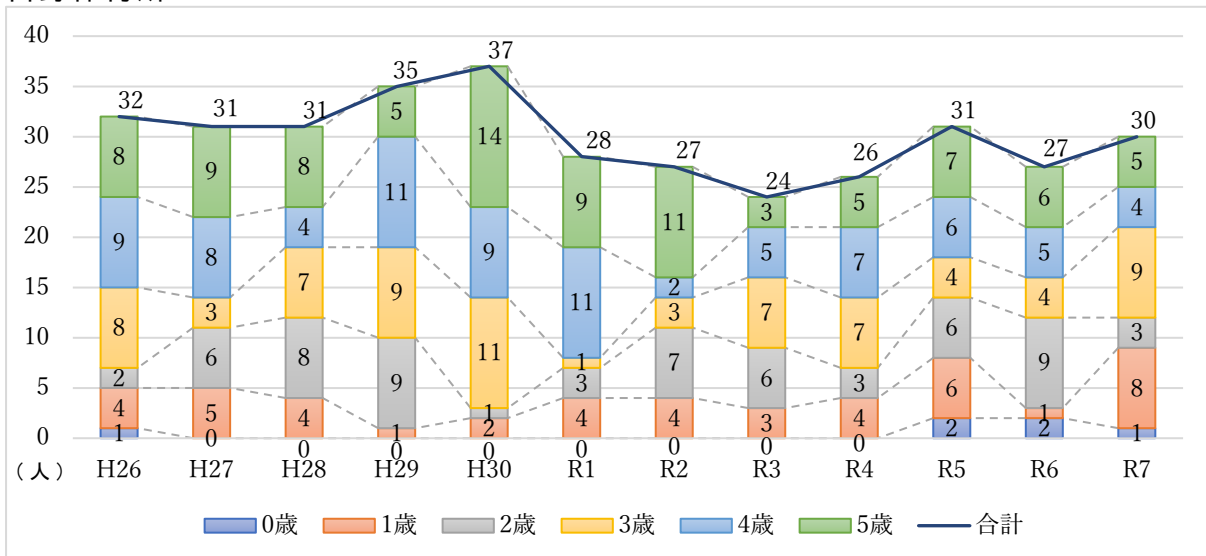


【各保育所の入所児童数（各年４月１日現在）の推移】※市内児童

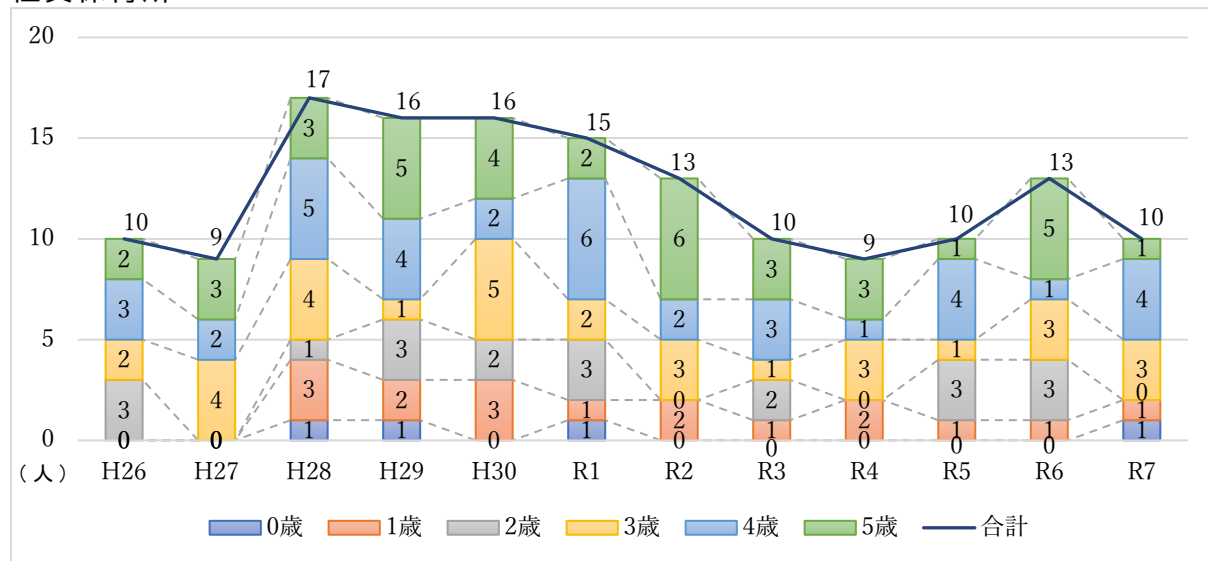
飯野保育所



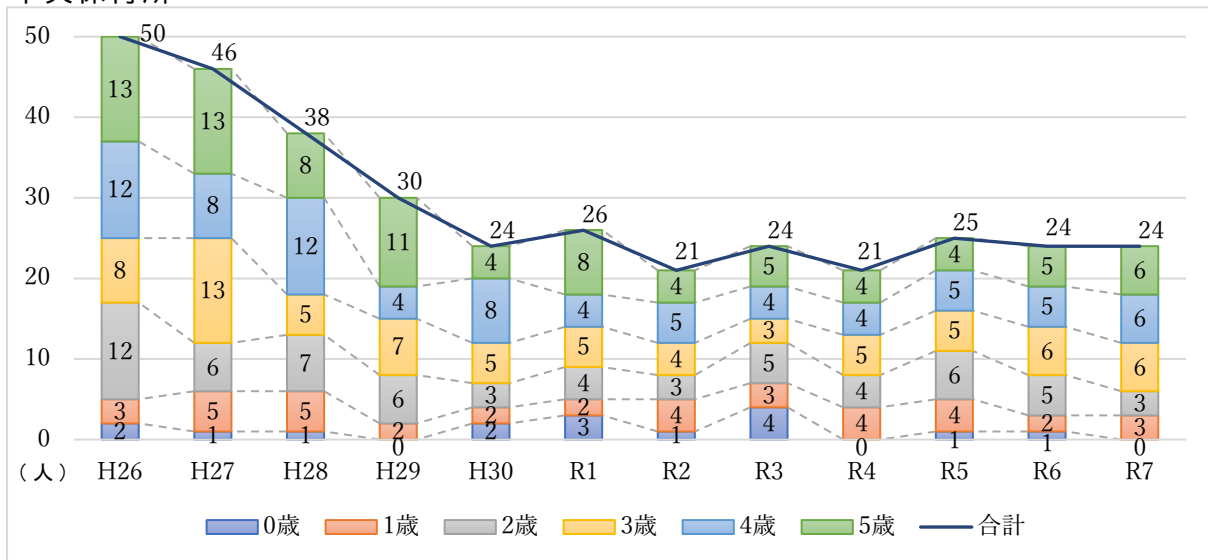
吉野保育所



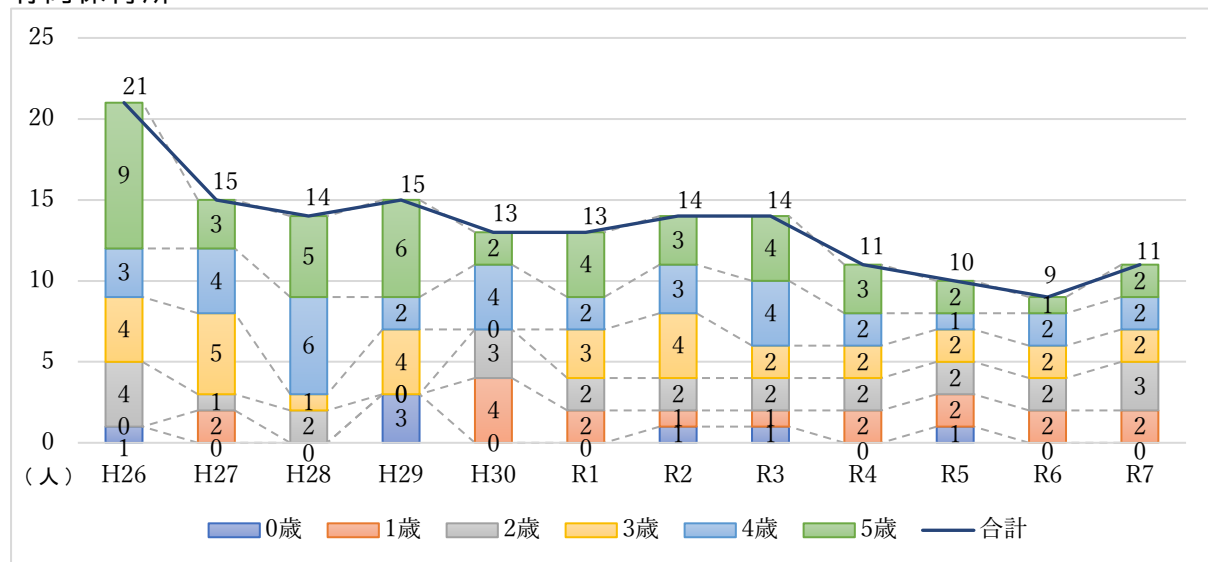
佐貫保育所



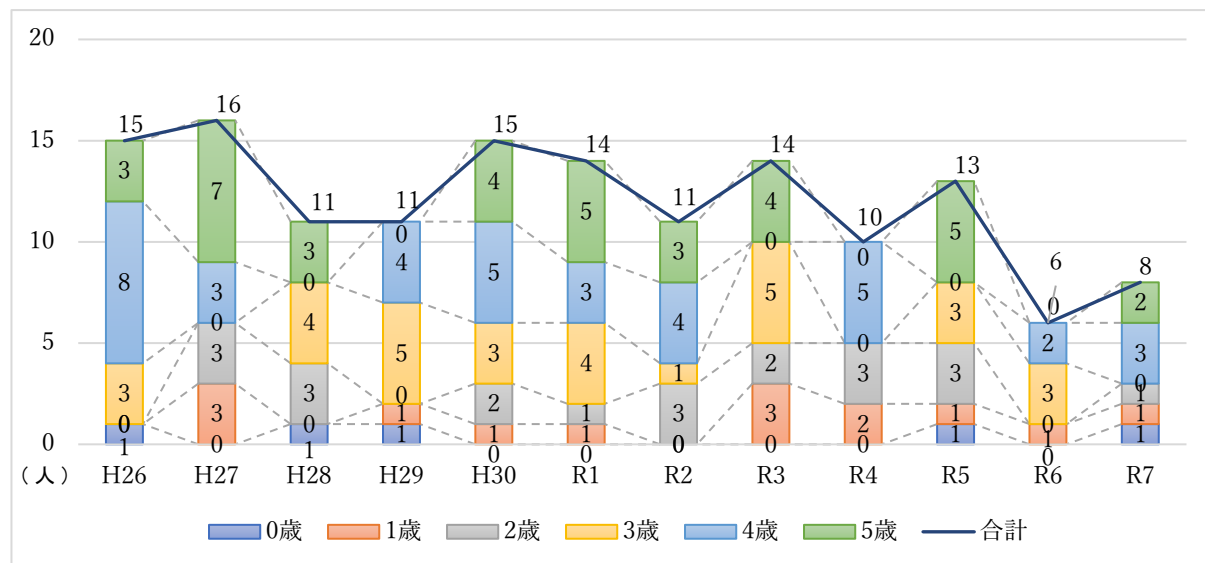
中央保育所



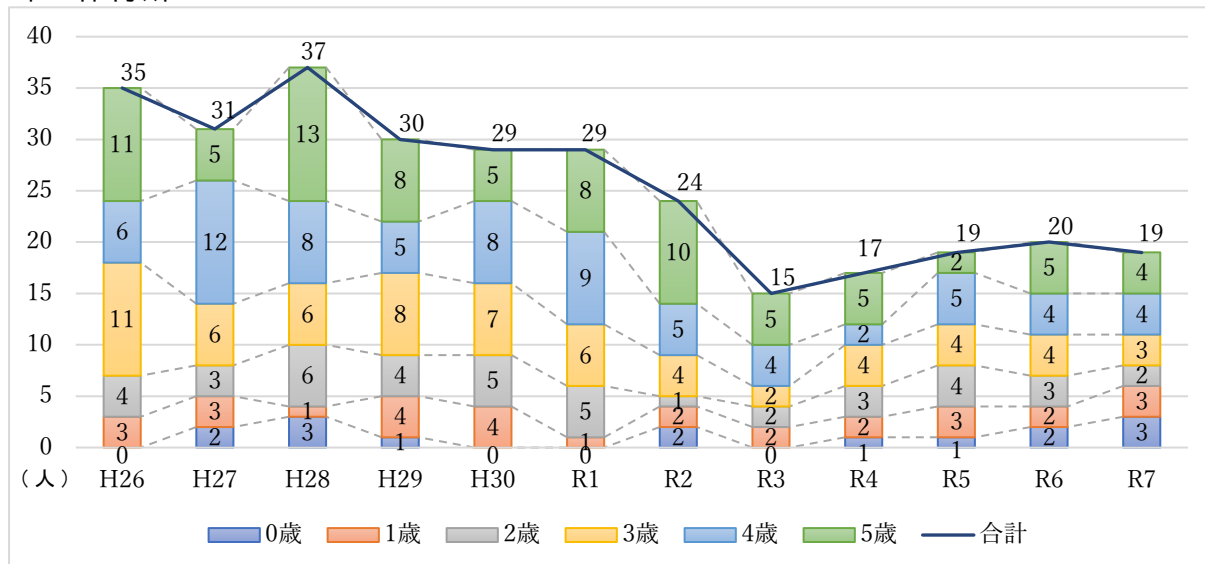
竹岡保育所



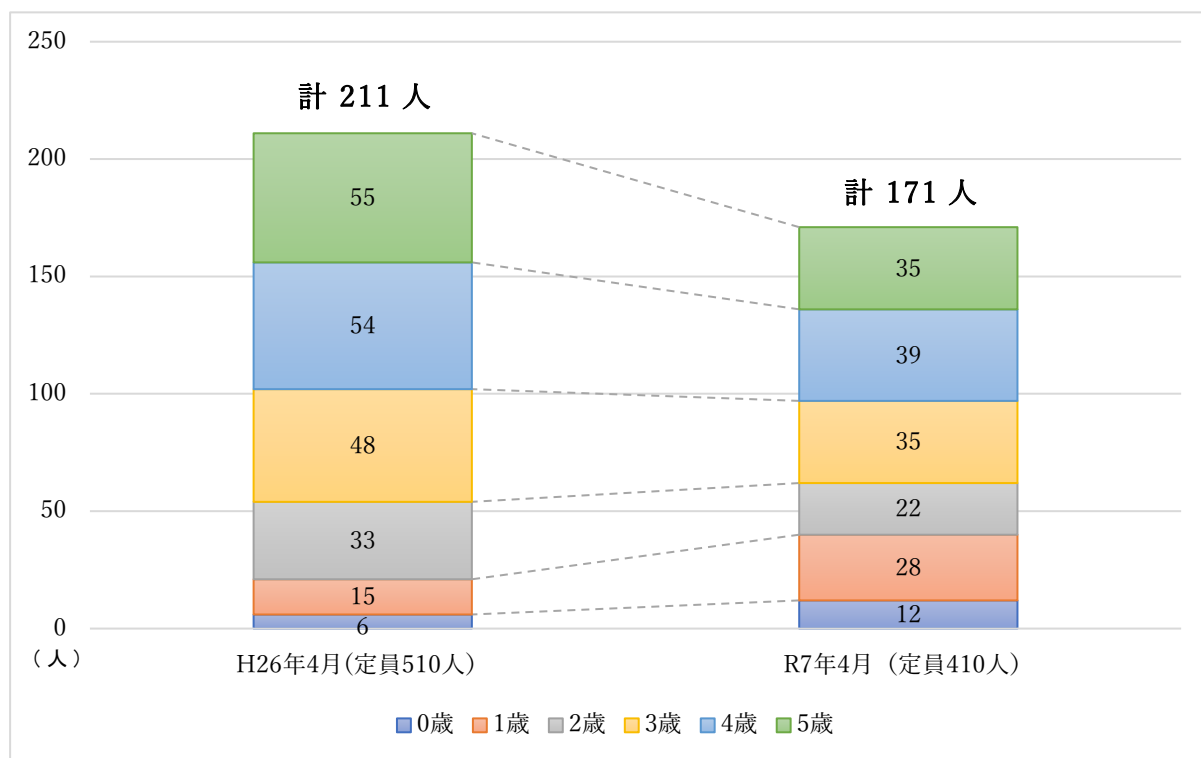
金谷保育所



峰上保育所



【保育所入所児童数の比較】※市内児童



【定員充足率（令和7年4月1日現在）】※市内児童

施設名	定員(人)	入所児童数(人)	定員充足率
飯野保育所	100	69	69.0%
吉野保育所	50	30	60.0%
佐貫保育所	40	10	25.0%
中央保育所	80	24	30.0%
竹岡保育所	40	11	27.5%
金谷保育所	40	8	20.0%
峰上保育所	60	19	31.7%

(3) 施設概要

本市の保育所は、昭和 50 年度から 61 年度までの概ね 10 年間に集中して建設されました。人口のピークに合わせて建設された施設は、少子化が進んだ現在では、過剰なものとなっています。

【施設概要】

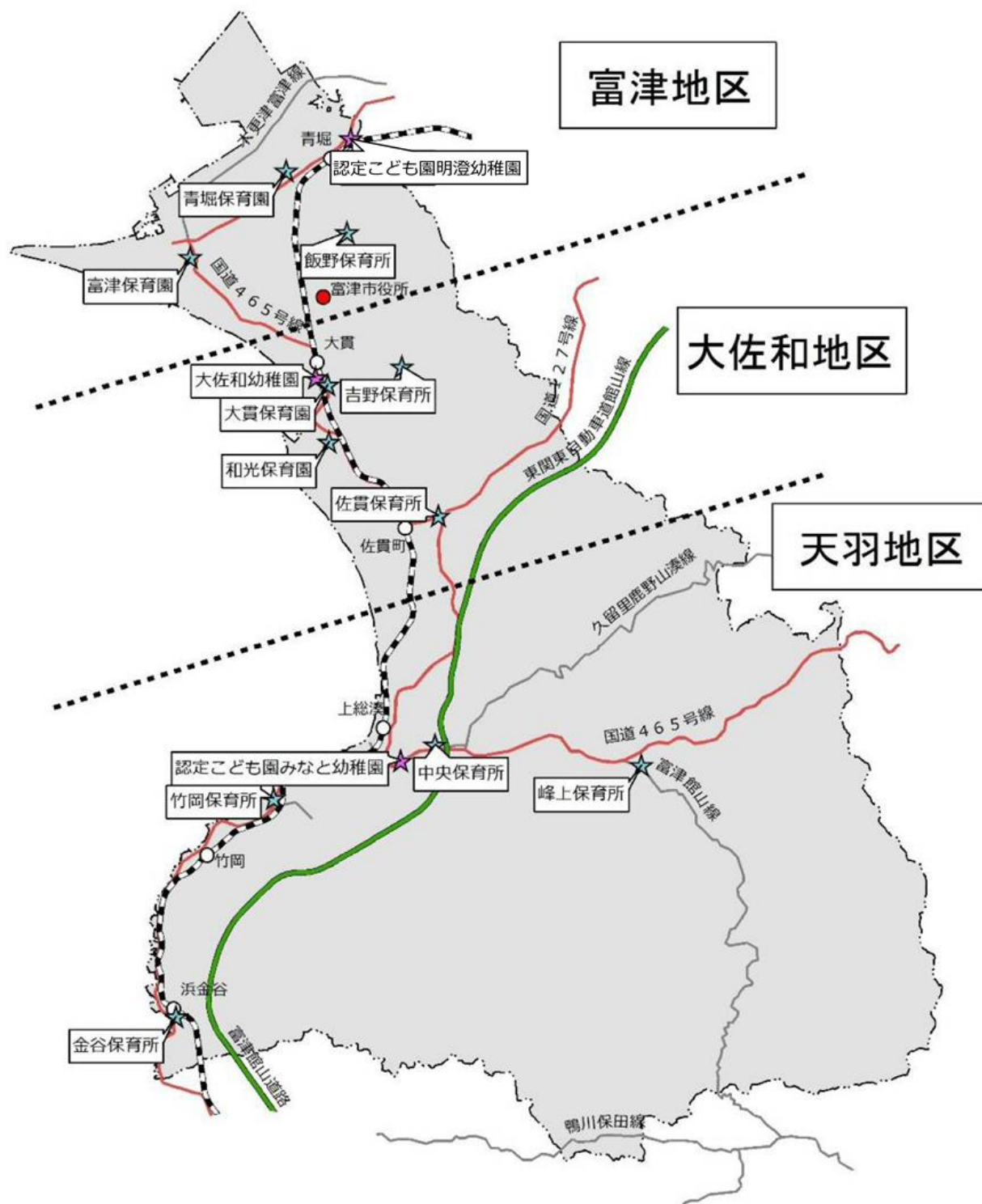
施設名	構造	階数	延べ床面積 (㎡)	新耐震 対 応	建築年	経過 年数
飯野保育所	RC 造	1	885.00	○	S60 年	40 年
吉野保育所	RC 造	1	465.90	○	S62 年	38 年
佐貫保育所	RC 造	1	549.20	○	S57 年	43 年
中央保育所	RC 造	2	1,177.00	診断済	S56 年	44 年
竹岡保育所	RC 造	1	519.60	○	S59 年	41 年
金谷保育所	木造	1	390.65	診断済	S50 年	50 年
峰上保育所	RC 造	1	541.00	○	S61 年	39 年

※ 経過年数は令和 7 年現在

※ 耐用年数は、RC 造（鉄筋コンクリート造）では 50 年、木造では 22 年

※ 中央保育所、金谷保育所は、旧耐震基準の建物ですが、新耐震基準に基づいた耐震診断を実施し、基準を満たしていることから「診断済」と記載

【位置図】

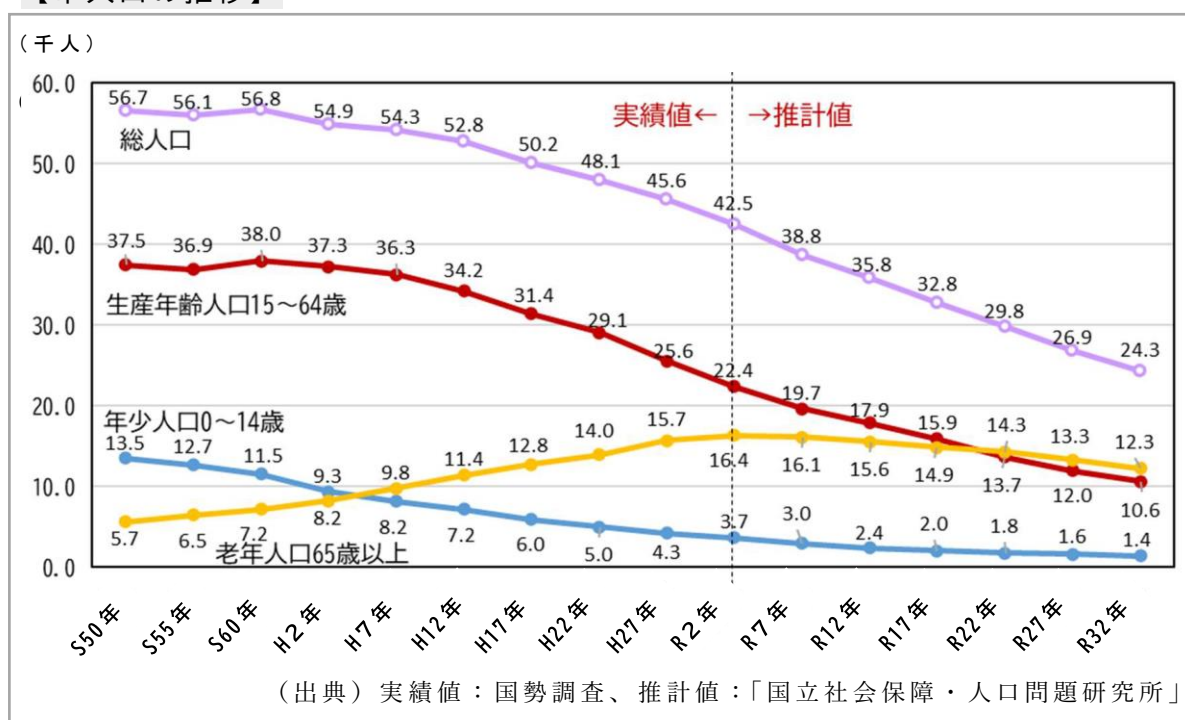


3 将来人口推計及び入所児童見込数

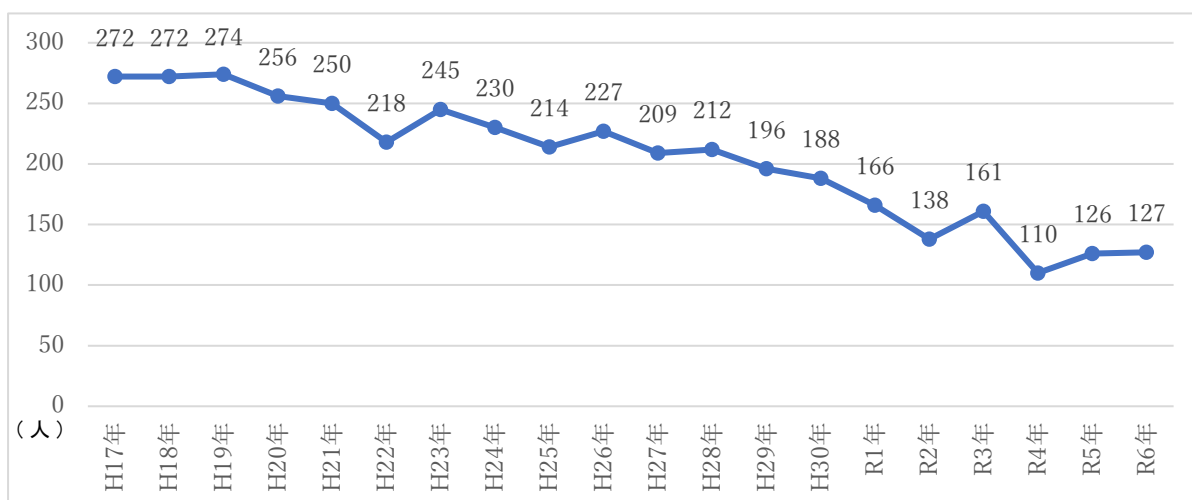
本市の人口は、昭和 60 年をピークとして減少に転じており、近年では、その減少幅は拡大傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は今後も減少していくことが示されています。

また、年少人口の減少が見込まれることに伴い、今後、保育所への入所児童数も減少していくことが見込まれます。

【市人口の推移】

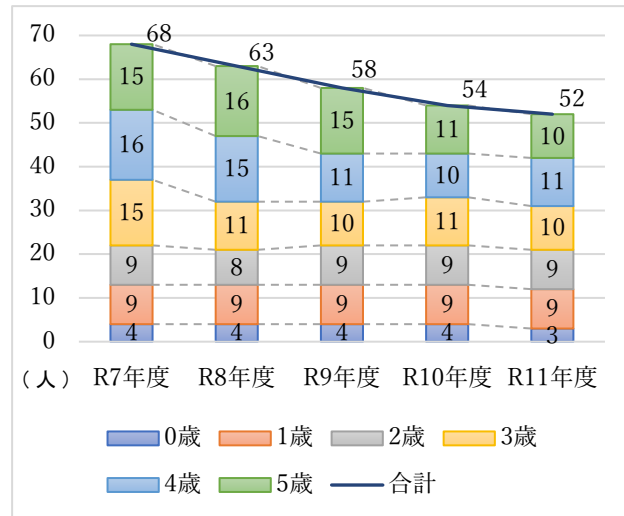


【市出生数の推移】

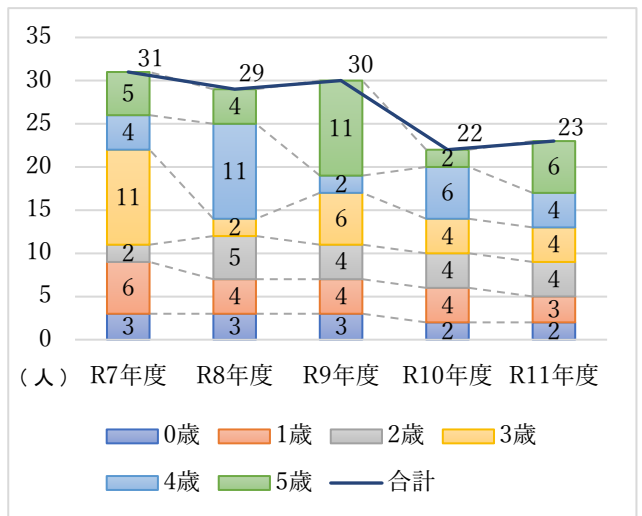


【今後の入所児童見込数】 ※市内児童

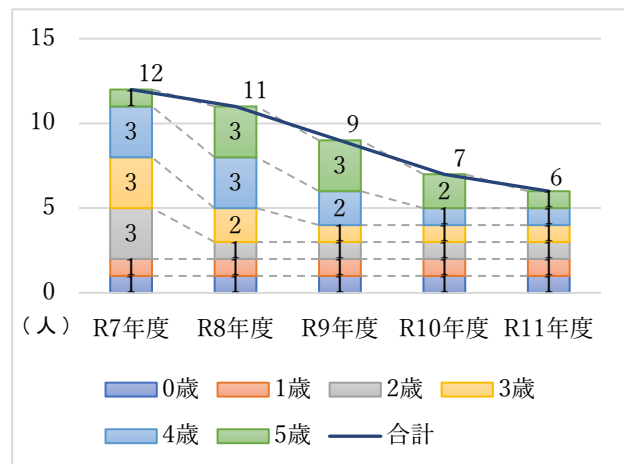
飯野保育所



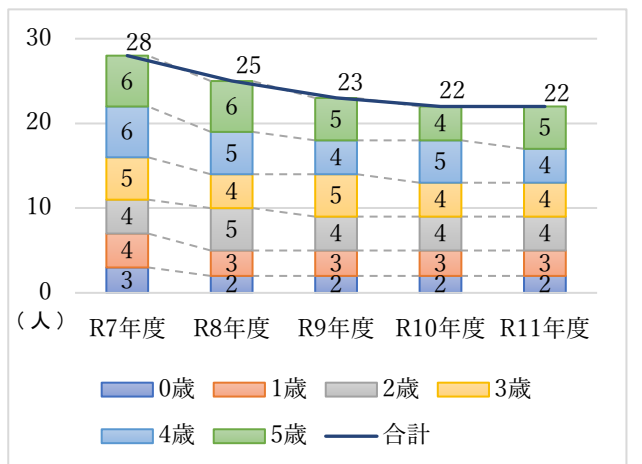
吉野保育所



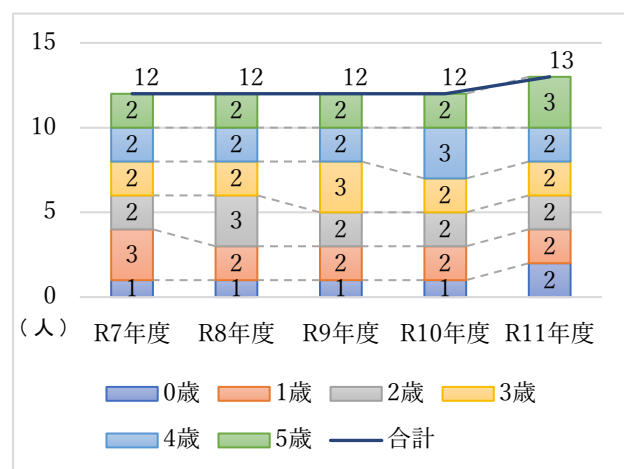
佐貫保育所



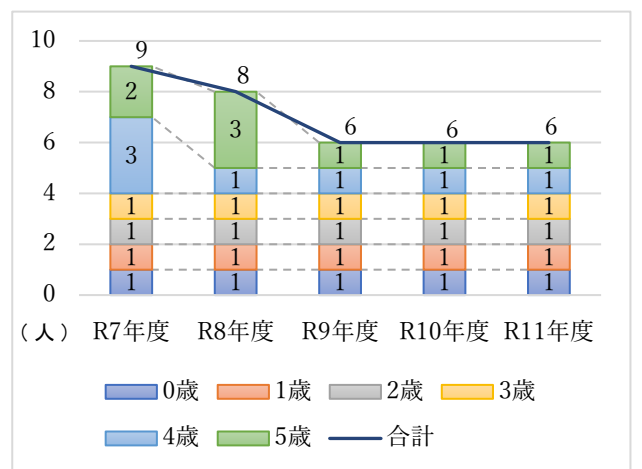
中央保育所



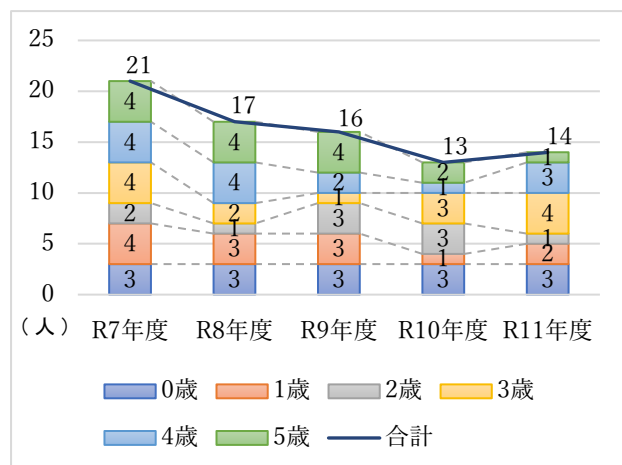
竹岡保育所



金谷保育所



峰上保育所



4 課 題

(1) 適切な保育環境の維持

① 入所児童数の減少

児童の健全な心身の発達には、児童同士が互いに刺激し合い、協同性を育むなど、多様な感情を経験することができる「児童同士の育ち合い」も大切な要素であります。入所児童数の減少により、日常的に児童同士が育ち合える保育環境の維持が困難となっています。そのため、再配置により各年齢において、入所児童数を確保する必要があります。

② 保育士の確保

厚生労働省によると、指定保育士養成施設卒業者の約半数は保育施設に就職しておらず、また、保育士資格保有者で保育士として職に就いていない者が約6割にも上っています。更には、経験の浅い保育士の離職率が高くなっていることから、近年、保育施設においては、保育士が不足しており、その確保が困難となっています。

多様化する保育ニーズへの対応が求められている中、本市においても保育士が不足している状況であり、国の「こども未来戦略」において、今後、1歳児について、現在、保育士1人に対し児童6人としている配置基準を改善し、保育士1人に対し児童5人としていく旨が示されていることや、令和8年度からは「こども誰でも通園制度」が本格施行されることなどを

踏まえると、これまで以上に保育士の確保が求められます。そのため、再配置により保育士を集約することで、保育士数を確保する必要があります。

【保育士配置イメージ】

(単位：人)

施設名		0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	計
A保育所	児童数	1	11	9	9	30
	保育士数	1	2	1	1	5
B保育所	児童数	1	3	0	5	9
	保育士数	1	1	0	1	3
C保育所	児童数	3	5	3	9	20
	保育士数	1	1	1	1	4
						59
						12

集約後	児童数	5	19	12	23	59
	保育士数	2	4	1	1	8
(参考) 保育士数の差		-1	0	-1	-2	-4

配置基準

児童年齢	保育士1人に対する児童数
0歳	3人
1・2歳	6人
3歳	15人
4～5歳	25人

※ 国が定める保育士の配置基準は、保育士1人に対し、0歳児3人、1・2歳児6人、3歳児15人、4歳以上児25人です。

このほか、特別に支援が必要な児童に対して、保育士を加配する体制を整備する必要があります。

(2) 施設の効率的な運営

保育所の運営には、保育に係る人件費、教材等の消耗品費や給食材料費等のほか、光熱水費や修繕費等、施設の維持・管理に係る経費が必要となります。また、多くの保育所において定員充足率は低く、施設規模と入所児童数との間に不均衡が生じており、今後も、定員充足率は下降していくことが見込まれます。これらのことから、再配置により、施設を効率的に運営していく必要があります。

5 取組方針

適切な再配置を実施するため、その取組方針を次のとおりとします。

方針 1

各地区（富津地区・大佐和地区・天羽地区）において、保護者が市立又は私立の保育施設を選択できるようにするとともに、児童の受け皿を確保し、保育ニーズに対応するため、再配置後も各地区に保育所を残すものとします。

方針 2

児童の健全な心身の発達には、児童同士が互いに刺激し合い、協同性を育むなど、多様な感情を経験することができる「児童同士の育ち合い」も大切な要素であることから、各年齢における入所児童数の確保が見込めるものとします。

方針 3

再配置を進めるに当たっては、「富津市小・中学校再配置計画」に基づき先行して実施している小学校の再配置を考慮するとともに、保育所の立地状況を勘案するものとします。

方針 4

再配置により廃止となる保育所が立地している地域から、集約先の保育所までの送迎については、保護者の負担を軽減するため、スクールバスの活用を基本とし、保護者からの意見も踏まえた上で、方策を講じるものとします。

6 入所児童数の最低基準

日常的に児童同士が育ち合える保育環境を維持するため、入所児童数の最低基準を次のとおりとします。

- ① 3歳以上児：1クラス5人程度
- ② 入所児童数：20人程度

【参考：児童福祉法】

第39条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

7 具体的な再配置

再配置については、保育所の廃止要件を次のように定め、取組方針に基づき実施します。各地区における具体的な再配置は、以下のとおりとします。

【廃止要件】

後年度において、原則3年間連続して入所児童数が18人を下回ることは見込まれるとの判断に至った場合に、当該判断をした年度の次の年度から起算して3年以内に廃止する

【 富 津 地 区 】

飯野保育所	富津地区における唯一の保育所であることから、運営を継続します。
-------	---------------------------------

【 大 佐 和 地 区 】

吉野保育所	入所児童数の最低基準を満たすことが見込めることから、運営を継続します。
佐貫保育所	入所児童数の最低基準を満たすことが見込めないことから廃止し、吉野保育所を集約先とします。

【 天 羽 地 区 】

中央保育所	入所児童数の最低基準を満たすことが見込めることから、運営を継続します。
竹岡保育所	金谷保育所を集約先とすることで、入所児童数の最低基準を概ね満たすことが見込めることから、運営を継続します。ただし、廃止要件に該当することになった場合は、中央保育所を集約先とします。
金谷保育所	入所児童数の最低基準を満たすことが見込めないことから廃止し、竹岡保育所を集約先とします。
峰上保育所	入所児童数の最低基準を満たすことが見込めないことから廃止し、中央保育所を集約先とします。

8 実 施 年 度

再配置の実施年度は、次のとおりとします。

施 設 名	実 施 年 度
金谷保育所	令和 7 年度末をもって廃止
佐貫保育所	令和 9 年度末をもって廃止
峰上保育所	

【参考①：金谷保育所の廃止後における竹岡保育所への入所児童見込数】

令和7年度末の入所児童見込数

(単位：人)

施設名		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
竹岡保育所	定員	3	5	6	8	9	9	40
	入所児童見込数	1	3	2	2	2	2	12
金谷保育所	定員	3	5	6	8	9	9	40
	入所児童見込数	1	1	1	1	3	2	9

集約後

令和8年度の入所児童見込数

(単位：人)

竹岡保育所	定員	3	5	6	8	9	9	40
	入所児童見込数	2	3	4	3	3	5	20

※令和8年度に見込まれる金谷保育所の入所児童全員が竹岡保育所に入所した場合を想定

【参考②：佐貫保育所の廃止後における吉野保育所の入所児童見込数】

令和9年度末の入所児童見込数

(単位：人)

施設名		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
吉野保育所	定員	4	6	6	10	12	12	50
	入所児童見込数	3	4	4	6	2	11	30
佐貫保育所	定員	3	5	6	8	9	9	40
	入所児童見込数	1	1	1	1	2	3	9

集約後

令和10年度の入所児童見込数

(単位：人)

吉野保育所	定員	4	6	6	10	12	12	50
	入所児童見込数	3	5	5	5	7	4	29

※令和10年度に見込まれる佐貫保育所の入所児童全員が吉野保育所に入所した場合を想定

【参考③：峰上保育所の廃止後における中央保育所の入所児童見込数】

令和9年度末の入所児童見込数

(単位：人)

施設名		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
中央保育所	定員	8	8	14	16	16	18	80
	入所児童見込数	2	3	4	5	4	5	23
峰上保育所	定員	5	6	7	14	14	14	60
	入所児童見込数	3	3	3	1	2	4	16

集約後

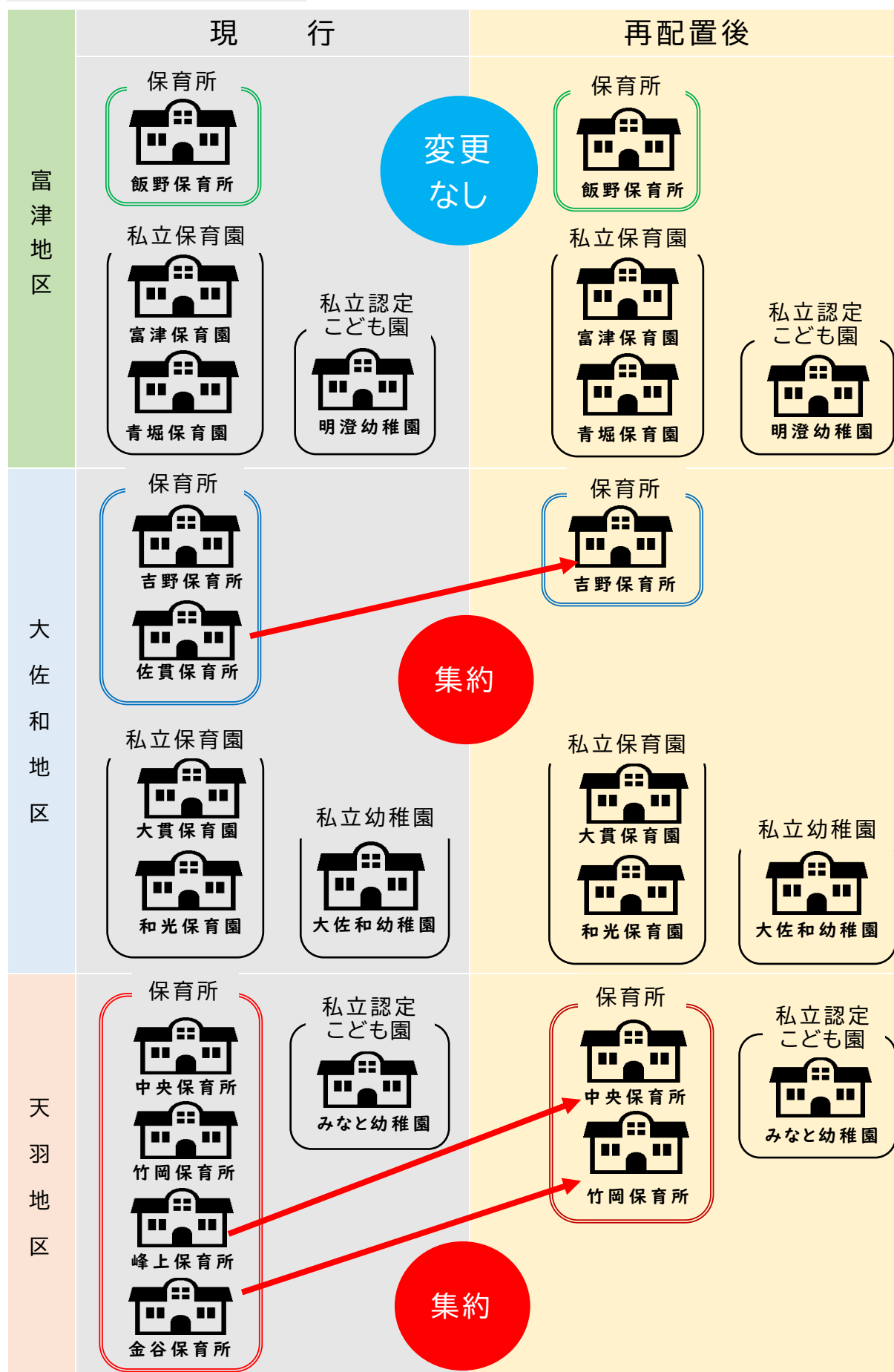
令和10年度の入所児童見込数

(単位：人)

中央保育所	定員	8	8	14	16	16	18	80
	入所児童見込数	5	4	7	7	6	6	35

※令和10年度に見込まれる峰上保育所の入所児童全員が中央保育所に入所した場合を想定

【再配置のイメージ図】



資料編

1	主な改定内容（要約）	21
2	計画改定の経緯	22
3	富津市子ども・子育て会議設置条例（抄）	24
4	富津市子ども・子育て会議委員名簿	26

1 主な改定内容（要約）

施設名	改定前	改定後
飯野保育所	・ 民間移管を検討	・ 保育所として運営を継続
吉野保育所	・ 民間移管を検討	・ 保育所として運営を継続
佐貫保育所	・ 3歳以上児の集約先は、同地区内の私立保育園及び幼稚園 ・ 3歳未満児は、小規模保育所を設置し、保育	・ 廃止し、集約先は吉野保育所 ・ 小規模保育所は、設置しない
中央保育所	・ 民間移管を検討	・ 保育所として運営を継続
竹岡保育所	・ 3歳以上児の集約先は、移管統合後の中央保育園 ・ 3歳未満児は、小規模保育所を設置し、保育	・ 保育所として運営を継続。廃止要件に該当することとなった場合は、中央保育所へ集約 ・ 小規模保育所は、設置しない
金谷保育所	・ 3歳以上児の集約先は、移管統合後の中央保育園 ・ 3歳未満児は、小規模保育所を設置し、保育	・ 廃止し、集約先は竹岡保育所 ・ 小規模保育所は、設置しない
峰上保育所	・ 3歳以上児の集約先は、移管統合後の中央保育園 ・ 3歳未満児は、小規模保育所を設置し、保育	・ 廃止し、集約先は中央保育所 ・ 小規模保育所は、設置しない

2 計画改定の経緯

年 月 日	説 明
令和5年11月2日	金谷保育所入所児童保護者説明・意見交換会（第1回） 富津市市立保育所再配置計画について
令和6年7月5日	金谷保育所入所児童保護者説明・意見交換会（第2回） 金谷保育所再配置の実施年度、送迎方法等について
8月1日	金谷保育所入所児童保護者説明・意見交換会（第3回） 竹岡保育所への送迎方法等について
11月15日	金谷保育所入所児童保護者説明・意見交換会（第4回） 竹岡保育所への送迎方法等について
11月16日	峰上保育所入所児童保護者説明・意見交換会（第1回） 天羽地区における市立保育所の再配置計画と峰上保育所の再配置について
11月18日	佐貫保育所入所児童保護者説明・意見交換会（第1回） 大佐和地区における市立保育所の再配置計画と佐貫保育所の再配置について
11月30日	中央保育所入所児童保護者説明・意見交換会（第1回） 天羽地区における市立保育所の再配置計画と中央保育所の再配置について
12月1日	金谷地区区長説明・意見交換会 金谷保育所の再配置に係る取組の見直しについて
12月7日	富津市議会全員協議会 金谷保育所の再配置に係る取組の見直しについて
12月9日	令和6年度第4回富津市子ども・子育て会議 金谷保育所の再配置に係る取組の見直しについて
令和7年1月20日	竹岡保育所入所児童保護者説明・意見交換会 天羽地区における市立保育所の再配置計画と富津市市立保育所再配置計画の改定骨子（案）について
1月23日	飯野保育所入所児童保護者説明・意見交換会 富津地区における市立保育所の再配置計画と富津市市立保育所再配置計画の改定骨子（案）について

年 月 日	説 明
1 月 25 日	中央保育所入所児童保護者説明・意見交換会（第 2 回） 富津市市立保育所再配置計画の改定骨子（案）について
1 月 27 日	吉野保育所入所児童保護者説明・意見交換会 大佐和地区における市立保育所の再配置計画と富津市 市立保育所再配置計画の改定骨子（案）について
1 月 28 日	佐貫保育所入所児童保護者説明・意見交換会（第 2 回） 富津市市立保育所再配置計画の改定骨子（案）について
2 月 4 日	飯野地区代表区長説明・意見交換 富津市市立保育所再配置計画の改定骨子（案）について
2 月 7 日	令和 6 年度第 5 回富津市子ども・子育て会議 富津市市立保育所再配置計画の改定骨子（案）について
2 月 19 日	天羽地区代表区長説明・意見交換会 富津市市立保育所再配置計画の改定骨子（案）について
2 月 22 日	佐貫地区区長説明・意見交換会 富津市市立保育所再配置計画の改定骨子（案）について
3 月 1 日	峰上保育所入所児童保護者説明・意見交換会（第 2 回） 富津市市立保育所再配置計画の改定骨子（案）について
3 月 22 日	吉野地区区長説明・意見交換会 富津市市立保育所再配置計画の改定骨子（案）について
3 月 25 日	富津市議会全員協議会 富津市市立保育所再配置計画の改定骨子（案）について
4 月 22 日	天羽地区区長会議 富津市市立保育所再配置計画の改定骨子について
8 月 25 日	令和 7 年度第 2 回富津市子ども・子育て会議 富津市市立保育所再配置計画の改定について
8 月 28 日	令和 7 年度第 3 回富津市子ども・子育て会議（書面会議） 富津市市立保育所再配置計画の改定（案）について
9 月 30 日	富津市議会全員協議会 富津市市立保育所再配置計画の改定について
//	富津市市立保育所再配置計画の改定

3 富津市子ども・子育て会議設置条例（抄）

平成25年 9 月25日 条例第14号

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、
富津市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各
号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）子どもの保護者

（2）事業主を代表する者

（3）労働者を代表する者

（4）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（5）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じ
た場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職
務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する
ところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

4 富津市子ども・子育て会議委員名簿

令和7年9月1日現在

	区 分	職 等	氏 名	備考
1	子どもの保護者	市民公募	牧 野 千 恵	
2	子どもの保護者	公立保育所保護者 (竹岡保育所)	齋 藤 み ゆ き	
3	子どもの保護者	私立保育園保護者 (青堀保育園)	榎 本 有 実	
4	子どもの保護者	私立幼稚園保護者 (認定こども園みなと幼稚園)	上 原 絢 子	
5	子どもの保護者	富津市 PTA 連絡協議会 副会長	高 橋 俊 裕	
6	事業主代表	イオンモール富津 ゼネラルマネージャー	渡 瀬 栄 一	
7	労働者代表	連合千葉南総地域協議会 幹事	宮 原 俊 一	
8	事業従事者	富津市立峰上保育所 所長	高 林 め ぐ み	
9	事業従事者	青堀保育園 園長	木 村 望	
10	事業従事者	認定こども園みなと幼稚園 園長	今 井 常 夫	副会長
11	事業従事者	放課後児童クラブ わくわくの樹 事務局長	オノミチ三由紀	
12	事業従事者	富津市地域交流支援センター 「カナリエ」 所長	平 野 弥 生	
13	学識経験者	清和大学短期大学部 准教授	劉 光 鍾	
14	学識経験者	富津市議会議員 富津市教育福祉常任委員会 委員長	宮 崎 晴 幸	会長
15	学識経験者	富津市教育センター 所長	川 島 壺 朗	

(順不同・敬称略)

富津市市立保育所再配置計画
【令和 7 年 9 月改定】

発行年月	令和 7 年 9 月
発 行	富津市
編 集	富津市健康福祉部保育課
	〒293-8506
	千葉県富津市下飯野 2 4 4 3 番地
	TEL 0439-32-1837
	FAX 0439-80-1350